

審議会等会議録

審議会等の名称 座間市個人情報保護審査会	
開催日時	平成25年2月20日(水) 14:00～:15:10
開催場所	市役所3階 3-1会議室
出席者	平田会長 長田委員 齋藤委員 曾根委員
事務局	小林文書法制課長 安藤情報公開係長 和田主事補 戸籍住民課担当職員 介護保険課担当職員 安全防災課担当職員
公開の可否	公開
傍聴人数	無
非公開又は一部公開とした理由	
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 座間市個人情報保護条例第11条第2項に基づく諮問事案の審議</li> <li>2 座間市個人情報保護条例第9条第2項第6号に基づく諮問事案の審議</li> <li>3 座間市個人情報保護条例第10条第2項第4号に基づく諮問事案の審議</li> </ol> <p>2 座間市個人情報保護条例第8条第3項に基づく報告</p>
資料の名称	第45回座間市個人情報保護審査会資料
会議の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 座間市個人情報保護条例第11条第2項に基づく諮問事案の審議</li> </ol> <p>・戸籍事務 (利用提供の理由)</p> <p>戸籍は正本及び副本を設け、正本は市役所に備え、副本は法務局又は支局で保存することとされている。戸籍の正本が滅失した場合、管轄法務局に保管されている副本を基に戸籍を再製することとなる。</p> <p>今後、大規模かつ広域の災害が発生した場合、市役所と管轄法務局が近隣に位置していることから正本データ及び副本データが共に滅失した場合、戸籍を再製することが非常に困難な事態となるため、遠隔地に戸籍副本データ管理センターを設置し通信回線により市町村から送信される副本データを保存し、万一の事態に備えるために、戸籍住民課が保有する氏名、性別、生年月日、本籍、続き柄、親族関係、婚姻歴を法務省民事局(戸籍副本データ管理センター)へ提供することの諮問が戸籍住民課から提出された。</p> <p>事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適</p>

切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・介護保険適用除外者に関する事務

(収集の理由)

40歳以上の介護保険第2号被保険者について、介護保険適用除外施設の入退所情報を把握することにより、介護保険料の賦課対象であるか否かを判断するために、介護保険適用除外施設が保有する介護保険適用除外施設入所者の氏名、性別、生年月日、電話番号、施設入退所日を介護保険課が収集することの諮問が介護保険課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・国民健康保険税賦課に関する事務

(利用提供の理由)

40歳以上の介護保険第2号被保険者について、介護保険適用除外施設の入退所情報を把握することにより、介護保険料の賦課対象であるか否かを判断するために、介護保険課が保有する介護保険適用除外施設入所者の氏名、性別、生年月日、電話番号、施設入退所日を国保年金課が利用することの諮問が介護保険課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・座間市空き家等の適正管理に関する事務

(利用提供の理由)

空き家等の適正管理を行うにあたり、所有者等、納税者又は相談者の連絡先の把握及び指導実施のために、固定資産税課が保有する空き家等の所有者、納税者等の氏名、住所を安全防災課が利用することの諮問が固定資産税課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

2 座間市個人情報保護条例第8条第3項に基づく新規、変更分の個人情報取扱事務登録簿の報告